

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等
の調達に係る談合事案に関する調査報告書

平成22年12月14日

防衛省

目 次

はじめに	1
調査・検討の体制	4
1 調査体制及び調査目的	4
2 調査対象と調査方法	4
（1）省内における調査	4
（2）本件事案に関連する事業者に対する調査	5
（3）本報告書での職名の記述	6
調査結果	9
1 公正取引員会から改善措置要求を受けた第1補給処におけるオフィス家具等の調達について	9
（1）平成16年度までの状況	9
（2）一般競争への移行の準備	9
（3）会社別調達要求目標額を達成するための仕組みの確立	12
（4）第1補給処における平成18年度以降の調達要求手続	17
（5）基地器材班におけるオフィス家具等の調達要求状況	20
（6）第1補給処における契約状況	20
（7）情報漏えい・口裏合わせ等	24
（8）結論	25
2 公正取引委員会から入札談合等関与行為の防止について要請を受けた事項	27
（1）コピー機について	27
（2）OA機器について	29
（3）トナーについて	30
（4）コピー機、OA機器及びトナーについての需品班担当者の意識	30
（5）入札状況	30

(6) 第1補給処におけるオフィス家具、コピー機、OA機器及びトナー 以外の品目について	31
(7) 調達関係（特に談合防止関係）の教育状況	32
(8) 結論	33
3 本件調査に付随して判明した事項	34
(1) 防衛省内各機関におけるオフィス家具等の調達について	34
(2) 予算科目上の問題について	35
(3) 補給本部等における調達等関係職員の補職管理について	36
改善措置等	38
1 これまでに講じてきた改善措置等	38
2 今後の改善措置等	39
(1) 談合関連企業への再就職の自粛等	39
(2) 調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止	39
(3) 航空自衛隊の補給・整備組織の見直し	40
(4) オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化	41
(5) 仕様書の作成要領の見直し	41
(6) 予算執行のチェック機能の強化	42
(7) 入札談合等関与行為防止法令等の遵守に関する教育の徹底	44
(8) 調達等関係職員の補職管理	45
(9) 公益通報制度の周知・徹底	46
(10) チェック機能の強化など	46
(11) 損害賠償請求に関する厳正な対処	49
おわりに	50

はじめに

航空自衛隊第1補給処における事務用品等の入札に関し、防衛監察本部の行った平成20年度定期防衛監察により不自然な入札状況が判明したため、平成21年5月28日、談合情報対応マニュアルに基づき、防衛省から公正取引委員会へ通知した。

同年6月18日、公正取引委員会は、第1補給処、第1補給処東京支処及び関係事業者に対し立入検査を実施し、その後も継続して調査が行われた。

平成22年3月4日、航空自衛隊が発注する事務用品の入札に関して、公正取引委員会から製造業者¹に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令等に係る事前通知が行われた。これを受け、防衛省においては、同日、「調査の公正性、厳正性、検討の専門性を確保するため、法曹関係者等の学識経験者を参画させ、事案の調査及び必要な措置を検討せよ」との防衛大臣の指示がなされ、同月5日、楠田防衛大臣政務官（平成22年9月21日以降、広田防衛大臣政務官）を長とする「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」（以下「調査・検討委員会」という。）を設置し、事実関係の調査を進めてきた（別添資料第1参照）。

同月30日、公正取引委員会から、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者ら²に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた（別添資料第2参照）。

また、同日、公正取引委員会は、航空自衛隊が発注するオフィス家具等（什器類）の入札に関する第1補給処の職員の行為が、入札談合等関与行

¹ (株)イトーキ、(株)内田洋行、プラス(株)、(株)ライオン事務器、(株)岡村製作所

² (株)イトーキ、(株)内田洋行、プラス(株)、(株)ライオン事務器、(株)岡村製作所、コクヨファニチャー(株)ただし、コクヨファニチャー(株)は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名あて人とはなっていない。

為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第2条第5項第1号（事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。）及び第2号（契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。）の規定に該当するとして、防衛大臣に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずるよう要求した（以下「改善措置要求」という。）（別添資料第3参照）。

この改善措置要求においては、「防衛省が防衛監察本部による防衛監察の結果を公正取引委員会に通報する前に、第1補給処の隊員が関係事業者に対して防衛監察の内容及び公正取引委員会への通報の予定を漏えいしていた事実が認められ、さらに、関係事業者の一部が第1補給処の職員から入札談合等関与行為が発覚しないようにするための働きかけを受けた事実が認められた。」との指摘もなされた。

併せて、公正取引委員会事務総局審査局長から防衛省大臣官房長に対し、第1補給処は、平成17年度から平成20年度までの間、年度ごとに、OA機器、コピー機、トナー等第1補給処が予算の執行余剰分³によって調達する物品全般について、過去に予算の執行余剰分によって調達した物品の取引実績、防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮し、事業者別の調達要求目標をあらかじめ設定し、これに基づき第1補給処東京支処に調達要求を行っていた事実が認められ、改善措置要求の対象となった航空自衛隊が発注するオフィス家具等の事務用品以外にも第1補給処が調達を希望する事業者に当該物品を受注させる行為の存在を疑わせるものであり、入札談合等関与行為禁止法上の問題を生じさせるおそれがあることから、防衛省は入札の実態について再点検し、必要な場合には改善を行うなど再

³ 公正取引委員会の指摘する予算の執行余剰分とは、航空自衛隊の予算の「年度執行計画」で予定されていなかった執行（このような執行について、航空自衛隊第1補給処では「計画外予算」による「計画外執行」と呼称することが多かったようである。）を指すものと考えられる。

発防止のための所要の措置を講じること及び調達業務にかかわる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底することが要請された(別添資料第4参照)。

同日、防衛省は、独占禁止法第3条に違反する行為があったとされた事業者⁴を6か月から12か月の間指名停止とする措置を行った(別添資料第5参照)。

防衛省は、調査・検討委員会における有識者委員などの参画を得ることにより調査の公正性を確保しつつ、事実関係の調査、背景・原因の解明及び改善措置の検討を行った。

今般、平成17年度から平成20年度まで行われた航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案に係る調査結果及び改善措置を取りまとめたので、ここに報告するものである。

この調査結果及び改善措置を踏まえ、談合の再発防止との強い決意の下、引き続き、改善措置を徹底し、国民の皆様の信頼回復に努めてまいりたい。

⁴ (株)イトーキ、(株)内田洋行、プラス(株)、(株)ライオン事務器、(株)岡村製作所、コクヨファニチャー(株)

調査・検討の体制

1 調査体制及び調査目的

調査・検討委員会は、平成22年3月8日に第1回委員会を開催し、計8回（別添資料第6参照）の委員会を開催するなど、徹底的な事案の解明及び改善措置の検討を進めてきた。別添資料第1（「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」の設置について）に示すとおり、委員会の下に調査チーム（111名）を設け、楠田防衛大臣政務官（委員長）（平成22年9月21日以降、広田防衛大臣政務官）、部外有識者等の委員の指導の下、この調査チームを中心に調査・検討する体制をとった。

調査状況については、おおむね1か月に1度、定期的に調査・検討委員会へ報告を行うとともに、可能な限り、調査状況や調査・検討委員会における審議の状況を公表してきた。

防衛省としては、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、事案を解明し、改善措置を講じるとともに、懲戒事由の調査及び損害の有無等の調査を行ってきたところである。

2 調査対象と調査方法

(1) 省内における調査

第1回委員会において、調査の進め方が討議され、官製談合が認定された第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品の調達状況を調査し、その調査状況を踏まえつつ、第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品以外の調達状況を調査するとともに、航空自衛隊に関し官製談合が認定されたオフィス家具等の事務用品について省内各機関における調達状況を調査するという順番で調査を行うべきことが決定され、この方針に基づき調査を実施した。

調査チームによる調査の開始に当たり、防衛監察本部の協力を得て、調査チーム員に対し調査手法等の指導・教育を実施し、専門性の確保、客観的事実関係の解明に努めた。

調査対象は、本事案の解明に必要と思われる航空自衛隊隊員12

4名及び航空自衛隊退職者25名⁵の計149名とし、これらの者に対する聴取を中心に実施した。

関係資料については、平成17年度から平成20年度の第1補給処における契約に係る資料等及び公正取引委員会から入手した資料の調査・確認を実施した。

また、第1補給処以外の省内各機関におけるオフィス家具等の調達についても、各機関の監察又は監査部署等が主体となって調査を実施した。

(2) 本件事案に関連する事業者に対する調査

本件事案を解明し、改善策の検討等を行うため、防衛省からオフィス家具等関連事業者11社に対し、事業者に在籍した自衛官退職者及び第1補給処との間において営業活動等の接触のあった職員の状況に係る概要の提供、平成17年度以降の各社オフィス家具等のカタログ及び本件事案に関する社内調査結果の提供並びに各社の関係者に対する当省の聴き取りへの協力などを依頼した。なお、当省の聴き取りについては、関連事業者から対応困難との回答を得たため、代替策として、各社の関係者から本件事案の仕組みの構築の経緯や業務の要領及び第1補給処隊員による情報漏えい・口裏合わせについて当省職員との間でどのようなやりとりがあったのか等を中心に書面による回答を得ることとし、事業者11社のうち8社から実際に回答を得ることができた。

なお、回答を得られなかった3社のうち、2社は関係者が既に退社しており回答することができないとのことであり、1社は公正取引委員会に全て回答しているため、当省の問い合わせには回答できないとのことであった。

さらに、自衛官退職者（以下「OB」という。）について事業者への在籍状況について調査したところ、全事業者から回答が得られ、再就職又は再々就職により在籍していたことが確認できたOBは2

⁵ 本件事案に関連したオフィス家具等関連事業者11社に在籍した航空自衛隊退職者は含まない。

9名であった（別添資料第7参照）。ただし、一部の事業者については、個人情報の保護を理由に氏名を伏せて回答があった。

このうち、平成17年度以降、事業者に在籍したことが確認された航空自衛隊OB15名に対しては、当省から直接本人に対し、聴き取り調査への協力を依頼することとしたところ、事業者に在籍する航空自衛隊OB9名及び既に事業者を退職した航空自衛隊OB4名は、事業者の意向を踏まえ、聴き取りには協力できないとのことであり、既に事業者を退職した航空自衛隊OB2名から当省の聴き取りに協力する旨の回答を得たため、当該2名について、延べ4回聴き取りを行った。

(3) 本報告書での職名の記述

本報告書において、職名については、原則として入札談合等に関する関与行為等が行われた時点のものを記述している。職名にアルファベットで記述した者については、次表のとおりである。

【第1補給処関係】

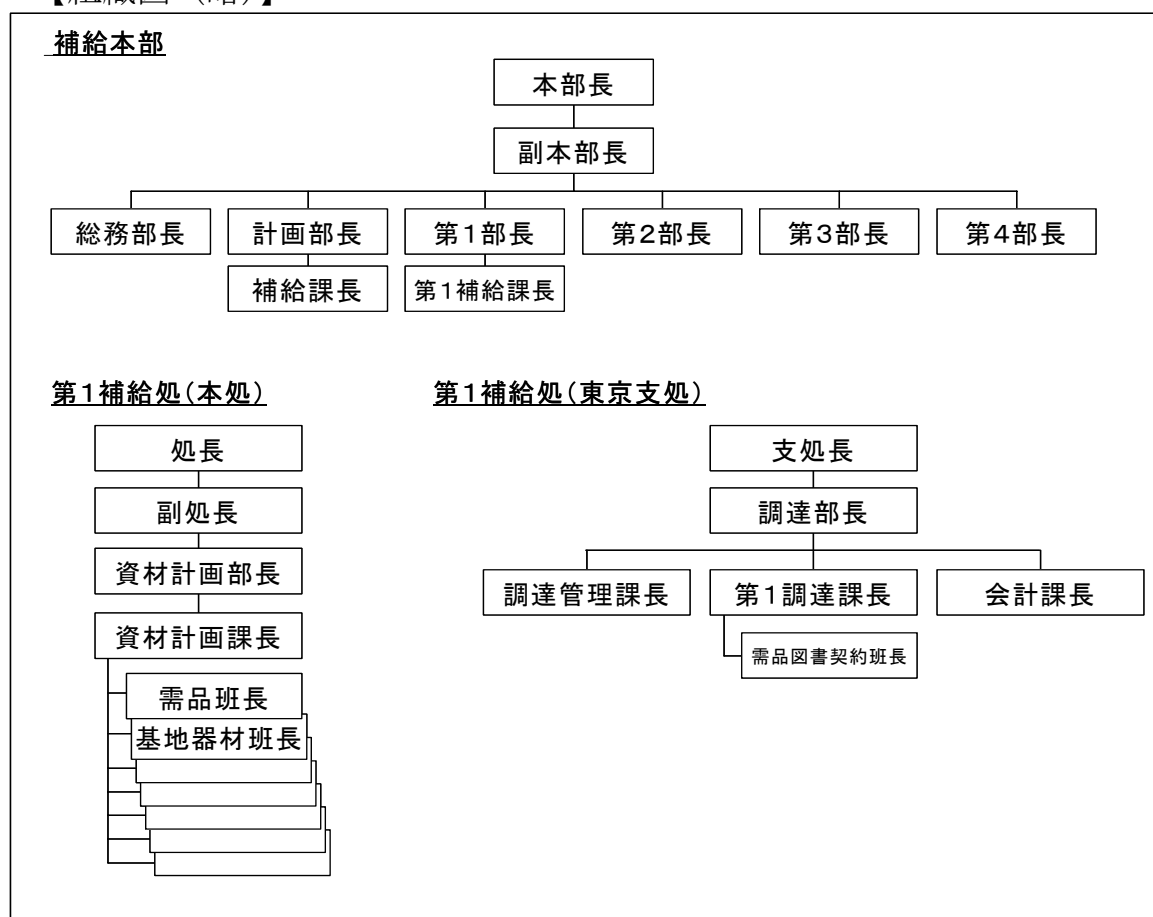
役職等	在職期間
第1補給処長A	15. 7. 1 ~ 17. 7.27
第1補給処長B	17. 7.28 ~ 19. 3.27
第1補給処副処長C	16.12. 1 ~ 19.12. 2
第1補給処副処長D	19.12. 3 ~ 22. 7.31
第1補給処資材計画部長(以下「資材計画部長」という。)E	16. 8.20 ~ 18. 3.31
資材計画部長F	18. 4. 1 ~ 19.12. 2
資材計画部長G	19.12. 3 ~ 22. 7.25
第1補給処資材計画部資材計画課長(以下「資材計画課長」という。)H	16. 8. 1 ~ 18. 8.20
資材計画課長I	18. 8.21 ~ 20. 8.21
資材計画課長J	20.8.22 ~ 22.8.19
第1補給処資材計画部資材計画課需品班長(以下「需品班長」という。)K	16. 5. 7 ~ 18. 7.31
需品班長L	18. 8. 1 ~ 20. 4.14
需品班長M	20. 4.15 ~ 22. 7.31
第1補給処資材計画部資材計画課需品班事務機器教材係長(以下「事務機器教材課係長」という。)N	17. 8. 1 ~ 18. 3.26
第1補給処資材計画部資材計画課需品班担当者(以下「需品班担当者」という。)O	16. 7. 1 ~ 現職
需品班担当者P	18. 8. 1 ~ 現職
第1補給処資材計画部資材計画課基地器材班長(以下「基地器材班長」という。)Q	16. 4. 1 ~ 18. 3.31
基地器材班長R	18. 4. 1 ~ 20. 3.31
第1補給処資材計画部資材計画課基地器材班担当者(以下「基地器材班担当者」という。)S	18. 3. 3 ~ 現職

第1補給処東京支処第1調達課需品図書契約班長（以下「需品図書契約班長」という。）T	21. 4. 1 ~ 現職
---	---------------

【補給本部関係】

役職等	在職期間
補給本部長U	15. 3.27 ~ 17. 7.27
補給本部副本部長V	16. 8.30 ~ 18. 8. 3
補給本部計画部長W	16. 8.30 ~ 17.12. 4
補給本部計画部補給課長X	15. 8. 1 ~ 16.11.30

【組織図（略）】



調査結果

1 公正取引委員会から改善措置要求を受けた第1補給処におけるオフィス家具等の調達について

(1) 平成16年度までの状況

航空自衛隊では、中央調達⁶（航空自衛隊要求分）及び地方調達⁷分（各補給処）の予算の執行残分の大半が4／四半期に判明するため、短期間での執行が可能な一般市販品等の調達を行う第1補給処において「計画外予算」として執行していた（平成16年度においては約100億円を「計画外予算」として執行していた。）。

第1補給処では、この年度末に集中する「計画外予算」を使い切るため、年度末に集中的に、また一部は年度をまたいで、随意契約の公表基準以下の額に分割し、随意契約により契約していた。

その際、短期間での納入を含む無理な予算執行を支える使い勝手の良い会社（以下、第1補給処関係者等の間で通称であった「しがらみ会社」と表記する。）を活用し、また航空自衛隊OBが在籍する会社（以下「OB在籍会社」という。）に対しても、随意契約による配分を行っていた。

また、第1補給処では、OB在籍会社やしがらみ会社の契約実績把握表を作成し、それを参考にしつつ調達要求を実施していた。これらの会社との契約額は、第1補給処における「計画外予算」の執行額の約9割（平成16年度）を占めていた。（後述Ⅲ1(6)イ参考）。

(2) 一般競争への移行の準備

ア 予算執行平準化の検討

航空幕僚監部の一部及び第1補給処東京支処の関係者は、第1補給処の年度末執行について、「予算科目の妥当性」や年度をまたいだ随意契約による「納品前支払い」等の問題点があることを認識しており、平成15年度頃から、このような対応を継続することは難

⁶ 装備施設本部における「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令(昭和49年防衛庁訓令第4号)」第3条に規定している装備品等及び役務の主要な調達

⁷ 中央調達を除く、各自衛隊等における装備品等及び役務の調達

しいと認識していた。また、補給本部の関係者は、官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）の導入が予定され、各省間接続により、予算執行状況が財務省にも随時把握されるおそれがあると認識していた。

さらに、補給本部長らは、調達関連業務の平準化を図ることにより、上記の問題点に加え、年度末に集中していた業務を分散させ健全化を図り、隊員の負担を軽減する必要があると考えていた。

そして、次のような経過で予算執行業務の「平準化」（以下、執行残額の確定時期を前倒して、「計画外予算」の執行時期を早めることにより、年度末の業務集中を改善することをいう。）の検討が進んだ。

(7) 平成16年9月頃、予算執行業務の平準化の検討開始

補給本部計画部長Wが、補給本部長Uの了解の下、各補給処における執行及び第1補給処に集中していた「計画外予算」の執行を前倒しすることにより、年度末の「計画外予算」の執行の集中を回避する「平準化」の検討を開始した。平成16年11月、補給本部計画部補給課長Xの主催により、補給本部各部補給課長、計画部各課調整班長、各補給処資材計画部資材計画課長を集め、年度末業務改善に関するミーティングを実施した際、一般競争への移行に当たってのOB在籍会社との関係についても議論が行われた。

(イ) 平成16年11月、会計検査院による指摘

会計検査院が、他省庁に対し、年度末少額分割随意契約を不当事項と指摘した。

(ウ) 平成17年2月、財務省が随意契約の公表基準を指示

平成17年2月、財務省が、各府省に対し、予定価格が当該契約の種類に応じて予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超える（物品の購入の場合は160万円を超えるもの）随意契約については公表することを指示した。

(従来、防衛庁(当時)では自主的に、500万円以上の随意契約を公表していた。)

(I) 平成17年3月、予算執行業務平準化の推進(通達)発出

補給本部長Uは、「平準化」を推進する方針を決定し、補給本部長から各補給処長等宛に、目標として各補給処の予算執行業務を3か年で現状からおおむね3か月の前倒しを推進し、平準化施策を行うこと、また、この目標を達成するため、各補給処において、予算執行業務の前倒し、納期の前倒し、代金の早期確定等を行うよう通達を発出した(別添資料第8参照)。

なお、第1補給処における調達要求業務は、平成17年度以降、年を追うごとに時期的には前倒しとなっていることが確認された(別添資料第9参照)。

イ OB在籍会社・しがらみ会社への配分の検討

その後、予算執行業務平準化の実施に当たり、平成17年4月に開催された補給本部処長会同(補給本部長、副本部長及び各補給処長からなる定例会議)での第1補給処長Aの発言メモとして、「計画外予算」が3/4半期までに第1補給処に示達されると、公示期間が確保されることとなり、随意契約とする合理的な理由がないことから競争契約に移行することとなり、この場合、仕様書は「カタログ規格品又はその同等品」との記載とすることとなるため、第1補給処において同等品審査業務等が増大し、現行体制では対応困難となる旨の記述が確認されている。さらにこのメモには、競争入札の場合、契約相手方別の契約額の配分ができなくなることから、OB在籍会社支援態勢の崩壊が生じる旨の懸念が示されていた。

しかしながら、第1補給処長Aが、このメモの内容を実際に発言したか、あるいは、このメモの内容を認識していたかについて確認はできなかった。

このような背景のもと、平成17年5月、補給本部に、補給本部副本部長Vを委員長、補給本部計画部長Wを副委員長とし、補給本部第1、第2、第3、第4部長、第1補給処資材計画部長等を委員

とする「予算執行平準化推進委員会」を設置し、OB在籍会社やし
がらみ会社に配慮しつつ一般競争入札の移行に「軟着陸」するた
めの方策の検討が行われた。

平成17年6月、委員長である副本部長Vは、OB在籍会社及び
しがらみ会社に当面必要な額については、ゆっくり削減すべき、何
十年も協力・支援を受けてきた以上、落とすのも何十年単位でゆっ
くり落とすべきであり、要はこれらの業者が急激にダメージを受け
ないような方法論を検討する必要があるとし、部隊要求の根拠があ
って、かつ、製品が特定できるものについては正当に随意契約を行
い、随意契約の理由がたたないものについては目立たないように年
度中間及び年度末に小口で契約等することによって、結果としてO
B在籍会社及びしがらみ会社への配慮ができればよいのではない
かなどの指導を行っていた。

その後、予算執行平準化推進委員会は、平成17年7月に、「O
B支援問題は基本的にないものと思料。部隊要望をどれだけ出来る
かは、適用可能予算額で決定し、その範疇でグループ競争とする。」
及び「しがらみある企業も競争の対象とし、他補給処における売り
上げも考慮して評価すべきと思料」等の結論に至った。

(3) 会社別調達要求目標額を達成するための仕組みの確立

ア 会社別調達要求目標額の設定

平成17年5月下旬頃に補給本部からの指示により、資材計画課
長Hが、過去の契約実績を基に、「計画外予算」の発生見積り額に
応じた会社別の配分額（以下「調達要求目標額」という。）一覧表
（以下「AB表⁸」という。）案を作成し、補給本部に提出した。

⁸ 調達要求目標額に係る資料の名称については、資料そのものに標題がなく、関係者も固有の名称
はなかったとしている。資料の中で約60社から70社の会社がA又はB(年度によっては、A、B
又はC)に分類されている。これまでの調査等の際に、これを通称「AB表」と呼んでおり、本報告
書でも「AB表」と記述することにした。

「A」区分は、OBが在籍する規模の大きな会社の区分と言われている。

「B」区分は、第1補給処の無理な執行を支える「しがらみ会社」の区分と言われている。

「C」区分とは、「A」、「B」区分ほど重要でないが、第1補給処において管理する必要性のある会
社の区分と見られる。なお、「C」については、平成18年度以降のAB表で区分されている。

平成17年5月から6月頃にかけて、資材計画課長Hは、平成17年度の「計画外予算」執行に際し、補給本部及び第1補給処の上層部は平成17年度以降も業者バランスを可能な限りコントロールしたいと考えていること、また自身も、契約できなかった事業者からクレーム等がなければよいと考えていたことから、部下である各班長に対し、平成16年度契約実績を確保できるよう調達要求を行うことを指示するとともに、補給本部に提出したこのAB表も各班長に手交し、このAB表が本件談合行為の競争入札における契約額を配分する際の会社別の調達要求目標額として使われていた。

平成17年度から平成20年度にAB表（別添資料第10参照）により管理されていた事業者は平成17年度から各年度別にそれぞれ68社、57社、58社、59社であった。Aに区分された事業者の多くは、OBが在籍し、調達要求目標額が多いOA関連会社、オフィス家具等関連会社が中心であった。Bに区分された事業者は、OBが在籍しない事業者がほとんどで、調達要求目標額の少ない整備用器材や燃料油脂等の品目を扱う会社であった。

AB表による調達要求目標額の管理については、過去の契約実績を踏まえつつ業者間バランスへの配慮や競争入札への移行を軟着陸するための入札機会を与えるに過ぎないと主張する者がほとんどであった。

しかしながら、平成20年度調達要求目標額を設定する際に、資材計画課長Iは、前年度に新たに航空自衛隊OBを受け入れたオフィス家具等メーカー1社の調達要求目標額を大幅に増額（+80%超（19年度契約実績約4,400万円→20年度調達要求目標額8,000万円））しており、AB表による調達要求目標額の管理に航空自衛隊OBへの配慮があった事例が1件確認された。

この1件を除き、会社別に設定された調達要求目標額と航空自衛隊OBの在籍者数に定量的な関連性は確認できず、会社別の調達要求目標額は複数年の契約実績を加味して契約実績が大きく変動することがないように設定されていた。

この配分額達成のための具体的な調達要求業務の仕組みについては、後述Ⅲ 1 (3)ウのとおりである。

イ 一般競争入札への移行に関する会社説明会

一般競争入札への移行について、第1補給処は、調達要領の変更（一般競争の方向へシフト）に伴う平成17年度以降の1補執行要領の概要について、契約関係にある数百社に対し、平成17年5月と8月（8月は同日に午前と午後の2回開催）に計3回、説明会（業務調整会議）を実施した。

また、関係会社全般に対する上記説明会とは別に、業界別説明会を資材計画課の班長が実施した。

平成17年5月の説明会の際、平成17年度予算の状況を説明するとともに、一般競争の方向へシフトするが、細部の実施要領については、上級司令部等と検討中であると説明し、平成17年8月の説明会の際、競争入札への移行の方針を説明するとともに、自社取扱い製品の独自性をアピールするような部隊への営業活動を奨励した。

さらに、オフィス家具等の調達の関連会社に対し、平成17年7月に2回の業界別説明会を実施した。

各説明会の状況は次のとおりである。

(7) 平成17年7月5日、第1回説明会

第1補給処側からは、資材計画課長H、需品班長K及び需品班担当者Oが、会社側からは、オフィス家具等のメーカー6社及びその契約代理業者⁹5社が参加した。

需品班長Kは、資料に沿って、同等品審査要領（公告を見て入札を希望する会社が、自社製品が仕様書上の「同等品」に当たるかの確認を求めた場合における、官側の審査要領）及び粗悪品混入防止策について、製品に関し知見のある会社側に提案等を依頼し、同等品審査への協力についても依頼した。

⁹契約代理業者とはメーカーから委任を受けて入札等に参加する業者

また、この説明会の際、需品班長Kは、会社側から、粗悪品防止策を一步進め、同一メーカーの商品で統一することによりメーカー6社及びその契約代理業者以外のオフィス家具等の取扱い業者が入札に参加することが難しくなるとの説明を受けた。

(イ) 平成17年7月28日、第2回説明会

第1補給処側からは、需品班長K及び需品班担当者Oが、会社側からは、オフィス家具等のメーカー6社が参加した。

この際、需品班長Kは、資材計画課長Hの了承を得て、自社製品で統一した品目リストが各社の値引率を考慮した上で最も安価となるよう他社の同等品を選定するよう説明した。

この結果、第1補給処が、上記6社に関係事業者の値引率に係る情報を共有させたことにより、他社の応札価格が予想可能となり、作為的な品目リストの作成（自社の品目リストを最低価格とする。）が容易となったと判断される。

(ウ) 意向表明の仕組み成立

需品班長Kが説明会参加会社へ方針説明をしたことは、入札談合等関与行為防止法の第2条第5項第1号（事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること）及び同第2号（契約相手方となるべき者をあらかじめ指名することとその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること）の規定に該当し、この説明会の実施により官製談合の仕組みが成立したと判断される。

ウ 実際の調達業務への反映(別添資料第11参照)

(ア) 平成17年9月中旬頃、第1次審査（型番等の確認）

需品班担当者Oは、オフィス家具等の部隊要望を集計し、メーカー別に分類を行い、その後、部隊要望のあった品目のメーカーに対し、第1次審査（型番及び構成品の過不足等の確認）の依頼を行った。

(イ) 平成17年9月下旬、置き換え

需品班担当者〇は、会社別調達要求目標額¹⁰を達成するため、一部の品目について、部隊要望のあった品目から会社別調達要求目標額に達していないメーカーの品目に「置き換え」を行っていた。この「置き換え」という行為により、会社別調達要求目標額を達成しようとしたと考えられる。

(ウ) 平成17年9月下旬、第2次審査（同等品調べ、見積り依頼）意向の表明

需品班担当者〇は、部隊要望のあったメーカー（置き換えを実施した場合は置き換え後のメーカー）に対し、第2次審査（同等品調べ¹¹及び見積り依頼）の依頼を行った。依頼されたメーカーは、自社の品目が最も安価となるよう他社の同等品を選定したりリストを作成し、需品班に提出した。

(イ) 平成17年10月、調達要求（なお、調達要求の約75%は、4/四半期に行われていた。）

需品班担当者〇は、予算の示達後、部隊要望等の優先順位を考慮し、会社別の調達要求目標額を基準にメーカーごとの配分額を決定し、複数の品目をまとめ、第2次審査の回答をベースに表面上は6社の競争性が働くように見えるよう作為された品目表（別添資料第12参照）を仕様書に記載し、第2次審査を依頼したメーカーごとに調達要求をし、さらに、納入する部隊毎に「すべての品目を同一メーカーの製品で統一するものとする。」と仕様書に規定していた。

なお、調達要求のうち一部のものについて、調達要求原票の決裁文書に納入予定メーカーが鉛筆書きされていることを確認しており、これは第1補給処側が調達要求額を会社別に把握・管理するため記載していたものと判断される。

エ 会社別調達要求目標額を達成するための仕組みの組織的な確立

¹⁰平成17年度のAB表は会社別調達要求目標額の品目別内訳がなかったため、担当者は、別途、前年度のオフィス家具等のシェアから目標金額を算定し、それに基づき要求していた。平成18年度以降は、会社別、品目別のAB表の調達要求目標額に基づき要求していた。

¹¹仕様書に記載する各社の同等品の型番を調査した並びリストを作成すること。

平成17年5月下旬頃に補給本部からの指示により、資材計画課長HがAB表を作成したのを契機として、第1補給処において会社別調達要求目標額を達成するための仕組みが検討され、平成17年10月の調達要求までにほぼ確立されつつあった。

これと同時期、予算執行平準化推進委員会は平成17年7月に前述Ⅲ1(2)イの結論が出た後、開催されていなかったが、平成17年11月になって、副本部長Vは資材計画部長Eに対し、予算の平準化に当たっては部隊要望だけではしがらみ会社の相次ぐ倒産が懸念され、業者からの苦情、調達源の喪失等にもつながるため、しがらみ会社に対する配慮を行い、徐々に競争入札を浸透させるべきという意向を示していた。

副本部長Vの意向は、第1補給処内では第1補給処長Bにまで伝達され、第1補給処長BはAB表に基づき調達要求を実施することを了承した。この結果、会社別調達要求目標額を達成するための仕組みが、組織的に実行されることが決定された。

平成17年11月以降、第1補給処資材計画部から上記の仕組みにより作成された調達要求を受理した第1補給処東京支処は、入札公告等を行い、第2次審査の依頼を受けたメーカーが、落札することとなった。

(4) 第1補給処における平成18年度以降の調達要求手続

平成17年度の調達の結果について、第1補給処においては、次に述べるような「反省」等が行われ、平成18年度以降、AB表の精緻化が図られ、官製談合行為が継続することとなった。

ア 平成18年度

(ア) 背景

資材計画課長Iは、第1補給処長Bからの指示により、計画外取得計画を作成し、調達要求目標額の精緻化を図ることとなった。この背景として、資材計画課長Iは、平成18年10月頃に作成した資料において、17年度計画外予算執行の反省として、3月末の残予算執行のため、約6億円規模の随意契約を実施したが、

末日で契約業務終了となり一部の予算を返納せざるを得なかったことや、執行促進のため一部品目(トナー等)に要求が集中し、防衛産業の育成に偏りが生じたことを記述している。

本調査において、平成17年度契約実績を確認したところ、確認できたOB在籍会社・しがらみ会社(全55社)のうち、11社(事務用品、整備用品、燃料油脂等広範な品目)の契約額が平成16年度契約実績と比較して半減していた。

一方で、オフィス家具等においては、調達要求作業に協力した会社が契約に至ったものがほとんどであり、調達要求作業を依頼しなかったものについても、特定の銘柄を指定して調達要求し、銘柄を指定されたメーカーが落札していたことから、当初の目標が達成されていたものと判断される。

(イ) AB表の精緻化

第1補給処長Bは、平成17年度契約の反省から、平成18年度の最初の計画外の調達要求の決裁に際し、決裁を仰いだ需品班長L及びその上司である資材計画課長Iに対し、「計画外予算」の執行計画の作成(計画的な執行)を指示した。

当時の第1補給処の関係者は、第1補給処長Bの考え方を「随意契約時代からの大きな変化は望まないこと」、「各社に対する調達要求金額の割当を維持すること」と考えており、資材計画部長Fから資材計画課長Iへは、「計画外予算」の執行計画の作成に際し、大きな変化を避けた方が良いとの指導が行われた。

このような過程を経て、資材計画課長Iは、「計画外予算」の執行を計画的に実施するため、「18年度計画外取得計画」を作成した(平成18年10月24日に資材計画課長Iが起案し、第1補給処長Bが決裁)。

この「18年度計画外取得計画」においては、方針として、調達改革の推進による調達の平準化及び一般競争契約への移行強化を踏まえ取得計画に基づく効果的かつ効率的な業務を推進し、予算執行の適正化を図る旨の記載があり、その重視事項として

「確実な部隊支援」、「効果的な予算執行（年度末における残予算0の追求）」、「防衛産業の育成」を掲げている。

また、同計画において、AB表の基準額についても、①「A」区分に分類される会社はOA機器関連会社とその他の会社に区分して算定する、「B」区分に分類される会社は競争契約への移行が強化されB社の利便度が薄れたことを勘案し、前年度2億円増の14億円を配分額とし、平均値を比例計算して基準額とする、予算規模に応じた調達要求額の吻合は、基準額を基に増減させ、基準額から減じる場合、B社は基準額を確保し、A社を比例計算により減じるなどの要領により算定することを明記している。

資材計画課長Iは、上記の考えの下、平成17年度のAB表においては、会社の契約実績（複数品目を取扱う会社については、品目ごと及び当該会社に対する契約実績額）及び品目別の部隊要望などを考慮して、会社別調達要求目標額を設定していたところ、平成18年度のAB表においては会社別調達要求目標額を担当班別及び品目別まで細分化し、より精緻化した。

(ウ) 調達要求・契約状況の管理の精緻化

資材計画課長Iは、部下に対し、上記AB表を手交し、これに基づく調達要求業務を指示するとともに、調達要求の進捗を管理するため、見積りを依頼した会社名を記載した付箋紙を調達要求原票の決裁に貼付するよう指示した。資材計画課長Iは、決裁時にこの付箋紙の記載を確認することにより、調達要求額を管理するとともに、第1補給処東京支処における契約実績データを入力することにより、契約実績についても随時把握できる仕組みを構築し、より精緻化されたAB表による調達要求・執行管理を実施することとなった。

このような管理を行うことについて、当時の資材計画課の班長会議において、「会社別に調達要求目標額を設定することは問題ないのか」と心配する意見があったが、資材計画課長Iは、「入

札参加の機会を与えているだけで、契約できるかは会社努力であり問題ない」と指導していた。

イ 平成19年度以降

平成18年度のAB表の精緻化により、基本的な会社別の調達要求目標額の設定及びその執行管理の枠組みは確立した。平成19年度及び平成20年度においては、この枠組みに大きな変化はなかった。

なお、第1補給処長B、副処長C、副処長D、資材計画部長F及び資材計画部長GはAB表を使用した調達要求の仕組みを了解していた。

その後、官製談合の仕組みは、平成21年3月30日に、防衛監察本部が定期防衛監察に関する結果を第1補給処長あてに発出したことにより平成21年度契約以降実施されることは無かった。

(5) 基地器材班におけるオフィス家具等の調達要求状況

資材計画課基地器材班においても、一部のオフィス家具等の調達を行っている。基地器材班長Qは、資材計画課長Hから需品班と同様に基地器材班が担当する物品の調達全般について前年度契約実績から大きく変動しないよう指示を受け、AB表を手交されていた。

平成18年度には、基地器材班長Rは、需品班との横並びを考慮して、需品班と同様の仕組みにより、調達要求を行うことを基地器材班担当者Sに対して指示した。これにより、基地器材班担当者Sは、平成18年度以降、需品班と同様に、オフィス家具等メーカーに対し、同等品調べを依頼し、各社から提出された同等品調べの結果により調達要求を行っていた。

(6) 第1補給処における契約状況

ア 契約状況全般

平成17年度以降一般競争入札へ移行する準備のため、様々な検討が行われ、その結果、会社別調達要求目標額を達成するための仕組みが確立されることとなったことから、第1補給処における契約状況全般について、契約方式別に契約状況を整理した。

第1補給処における契約方式別の契約状況

(金額単位:百万円)

	17年度			18年度			19年度			20年度			合計		
	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア
全契約	3,046	18,606	100.00%	3,024	19,565	100.00%	3,455	21,260	100.00%	2,965	18,375	100.00%	12,490	77,806	100.00%
一般競争	776	8,231	44.24%	1,490	12,064	61.66%	2,285	14,090	66.27%	2,000	12,688	69.05%	6,551	47,074	60.50%
指名競争	53	880	4.73%	8	37	0.19%	18	79	0.37%	14	52	0.28%	93	1,048	1.35%
随意契約	2,217	9,494	51.03%	1,526	7,464	38.15%	1,152	7,092	33.36%	951	5,635	30.67%	5,846	29,685	38.15%
うち、オフィス家具															
	17年度			18年度			19年度			20年度			合計		
	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア
合計	107	1,899	100.00%	74	1,646	100.00%	78	2,009	100.00%	52	2,009	100.00%	311	7,563	100.00%
一般競争	98	1,618	85.21%	71	1,643	99.86%	78	2,009	100.00%	52	2,009	100.00%	299	7,280	96.25%
指名競争	9	281	14.79%	3	2	0.14%							9	281	3.71%
随意契約													3	2	0.03%
うち、OA機器、コピー機、トナー															
	17年度			18年度			19年度			20年度			合計		
	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア
合計	110	4,142	100.00%	88	3,670	100.00%	135	4,152	100.00%	108	3,142	100.00%	441	15,105	100.00%
一般競争	81	3,079	74.33%	86	3,669	99.97%	135	4,152	100.00%	108	3,142	100.00%	410	14,041	92.95%
指名競争	10	451	10.88%										10	451	2.98%
随意契約	19	613	14.79%	2	1	0.03%							21	614	4.06%
うち、その他															
	17年度			18年度			19年度			20年度			合計		
	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア	件数	契約金額	金額シェア
合計	2,829	12,564	100.00%	2,862	14,250	100.00%	3,242	15,100	100.00%	2,805	13,224	100.00%	11,738	55,137	100.00%
一般競争	597	3,534	28.13%	1,333	6,752	47.38%	2,072	7,929	52.51%	1,840	7,537	56.99%	5,842	25,752	46.71%
指名競争	34	149	1.18%	8	37	0.26%	18	79	0.52%	14	52	0.39%	74	316	0.57%
随意契約	2,198	8,881	70.69%	1,521	7,460	52.35%	1,152	7,092	46.96%	951	5,635	42.62%	5,822	29,069	52.72%

※1: 第1補給処東京支処(十条)の契約における第1補給処本処(木更津)要求分である。

※2: 契約金額は、当初契約金額である。

※3: 随意契約には、不落随意契約は含んでいない。

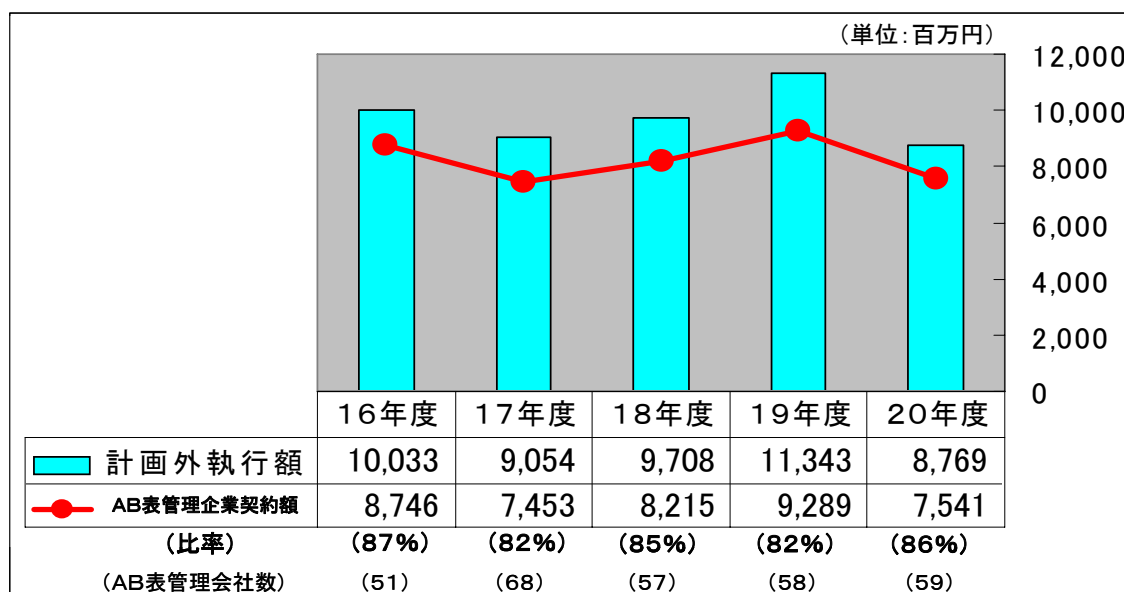
第1補給処全体として、一般競争入札の割合が増加し、随意契約の割合が減少していた。なお、随意契約となっているものの大半は、航空機用の整備器材及び支援器材などの修理契約であった。オフィス家具等の契約は、平成17年度以降ほぼ一般競争入札となっていた。OA機器、コピー機及びトナーの契約は、平成17年度は、金額ベースで約15%が随意契約、平成18年度は99%以上、平成19年度以降は全て一般競争入札となっていた。

このように修理契約を除く物品の調達については、平成17年度以降、一般競争入札へ移行していた。

イ AB表で管理されている会社等の契約状況

第1補給処では「計画外予算」の執行において、会社別の調達要求目標額を設定し、調達要求を行っていたが、競争入札の下でAB表により管理されている会社の契約実績の状況は以下の表及びグラフのとおりである。

第1補給処の「計画外予算」の執行における「AB表で管理された会社の契約金額」推移



平成17年度の競争入札への移行後も「計画外予算」の執行額に占めるAB表で管理された会社の契約額の割合はほぼ一定(約85%)であることから、AB表で管理された会社に対し一定額を配分する仕組みの目標は、達成されていたと見られる。

ウ 「計画外予算」におけるオフィス家具等の契約状況

「計画外予算」におけるオフィス家具等の契約実績を整理すると次表のような状況になっていた。

「計画外予算」におけるオフィス家具等の契約実績

(単位:百万円)

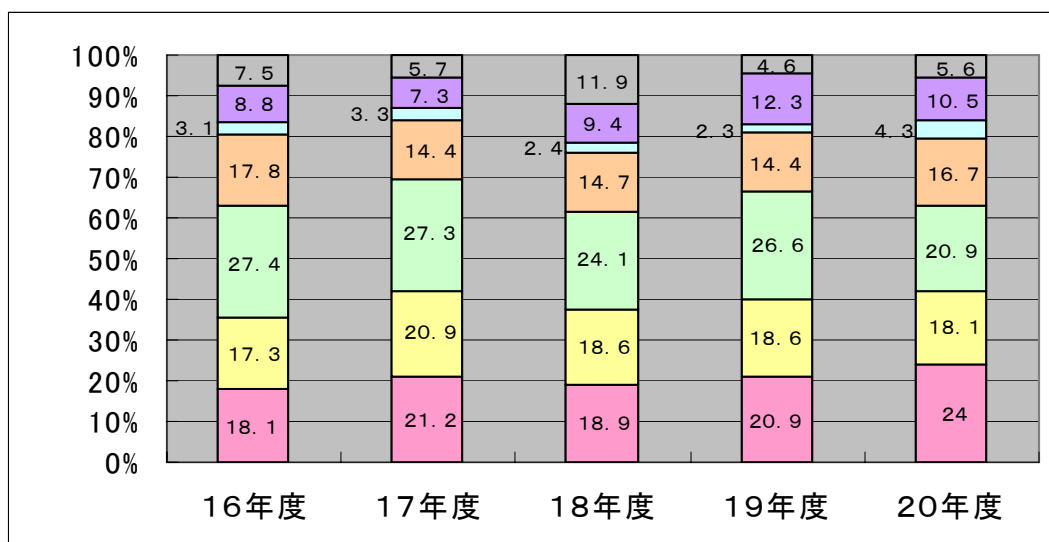
契約相手方	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(株)内田洋行*1	280	391	310	408	481
(株)ライオン事務器*1	273	386	304	368	363
(株)イトーキ*1	424	504	394	520	419
プラス(株)*1	281	265	240	281	335
(株)岡村製作所*1	47	60	40	44	87
コクヨファニチャー(株)*1	136	134	154	240	210
その他*2	115	105	195	89	113
合計	1,556	1,844	1,638	1,952	2,008

*1 代理店契約分を含む。

*2 カーペットや作業台などを取り扱っている上記の6社とは、別の会社。

上表のとおり、オフィス家具類の会社別の契約額は、ほぼ前年度実績が維持されており、この契約額を会社別シェアとして整理すると、下図のように、5%程度の変動の範囲内で推移していた。

「計画外予算」におけるオフィス家具等の会社別シェア



エ 契約関係資料の分析結果

これまでの記述のとおり、平成17年11月以降、第1補給処資材計画部から調達要求を受理した第1補給処東京支処は、入札公告等を行い、第2次審査の依頼を受けたメーカーが、特段の調整なく落札していた。

第1補給処における本談合事案関連事業者11社以外を含むオフィス家具等の全契約実績（平成17年度～平成20年度）を調査し分析した結果、同等品調べを行った社がほぼ落札（約96%）していた。（別添資料第13参照）

各年度の状況の詳細は下記のとおりである。

(7) 平成17年度

平成17年度は一般競争への移行初年度であり、作業が間に合わなかったこともあり、全てのオフィス家具等の調達について同等品調べの結果を用いて調達要求を行っていた訳ではなく、

特定の銘柄を指定して調達要求しているものが多数であった。
結果として、指定された銘柄のメーカーが落札していた。

(イ) 平成18年度から平成20年度

平成18年度から平成20年度にかけては、仕様書に同等品調べる依頼した結果の同等品リストを用いて調達要求を行っていた。

また、入札状況については、年度が経過するごとに、1回目の入札で落札する割合が増加していた。

オ 契約部署（第1補給処東京支処）の認識

契約部署である第1補給処東京支処の関係者は、第1補給処資材計画部から送付されるオフィス家具等の事務用品の仕様書において複数の同等品が列挙された品目リストが記載されていることから、競争性が確保されているものとしてみなし、特段、問題意識はなかったようである。

第1補給処東京支処の予定価格の積算担当者は、基本的に複数者から見積書を徴取し、それらを参考に統一的な手法により予定価格を算定しており、第1補給処資材計画部が同等品調べる依頼した特定の社に対し、第1補給処東京支処が契約業務において当該社に特別な取扱いをした事実は確認されていない。

(7) 情報漏えい・口裏合わせ等

ア 需品班長Mからの監察情報等の漏えい

平成21年2月、需品班長Mは、オフィス家具等メーカー1社の担当者に対し、航空自衛隊におけるオフィス家具等の調達に関する入札について、防衛監察本部の調査を受けていることを伝達するとともに、防衛監察本部から第1補給処に宛てたと思われる文書を提示した。また、同月下旬、更に、需品班長Mは、オフィス家具等メーカー6社に対し入札状況の確認をした方が良くと資材計画課長Jに進言し、資材計画課長Jの了解を得て、メーカー6社及び契約代理5社の11社に対し、オフィス家具等の入札に関し防衛監察を受けていることを伝達した。

イ 需品班長Mからの口裏合わせの依頼

平成21年2月下旬、需品班長Mは、オフィス家具等メーカーの1社に対し、同等品調べを需品班自らが実施していたことにしたいと依頼した事実が判明している。

ウ 第1補給処東京支処職員による監察関係資料の漏えい

本調査において、第1補給処におけるオフィス家具等の入札について、公正取引委員会への通報を決定した旨が記載された文書が、一部のオフィス家具等メーカーに漏えいしていた事実が認められた。

この文書は、第1補給処東京支処において管理されていたもので、平成21年5月頃、需品図書契約班長Tが、関係者以外の職員に対して渡していたものと同じのものであることが確認された。しかしながら、この行為がオフィス家具等メーカーに対しての情報漏えいと関連しているかについては確認できなかった。

エ 関連会社に再就職した航空自衛隊OB及び関係事業者に対する調査の結果

本調査での聴き取りに応じた航空自衛隊OB2名のうち1名は、需品班長Mからの監察情報等の情報漏えい及び口裏合わせの依頼については、そのような事実があったと回答した。

また、情報漏えい及び口裏合わせについて、関係事業者からの書面による回答では、需品班長Mから防衛監察を受けているとの情報の提供は受けた旨の回答は2社であるが、他社は、「受けていない」「知りません」「わかりません」等の回答であったため、関係事業者のこれ以上の協力を得ることは困難な状況であった。

(8) 結論

航空自衛隊第1補給処では、平成16年度以前においては、年度末に集中する「計画外予算」を使い切るため、防衛庁（当時）が自主的に実施していた随意契約の公表基準額（500万円）以下の額に分割し、年度末に集中的に随意契約により契約をしていたが、年度末に集中していた業務を平準化すること及び平成17年度以降、物品の購入については、160万円を超える随意契約について公表することを財

務省が指示したことなどから、これらの随意契約を一般競争へと移行せざるを得ないこととなった。

この際、補給本部の副本部長Vは、一般競争への移行に際し、第1補給処の資材計画部長Eに対して、組織的にOB在籍会社やしがらみ会社が急激なダメージを受けないよう配慮すべきとの意向を示した。

第1補給処資材計画課長Hは、平成17年度の「計画外予算」執行に際し、補給本部及び第1補給処の上層部は平成17年度以降も業者バランスを可能な限りコントロールしたいと考えていること、また自身も、契約できなかつた事業者からクレーム等がなければよいと考えていたことから、平成17年度調達の実施に当たり、①「計画外予算」の発生見積額に応じた会社別の配分額（調達要求目標額）の一覧表となるAB表を作成して各班長に手交するとともに、このAB表での調達要求目標額を達成するため、オフィス家具等の事務用品の調達について、需品班長Kの指示のもと、需品班担当者Oが②第1補給処が希望する特定の業者に対して仕様書の調達品目表に記載するための同等品調べを依頼、③依頼を受けた業者は自社のものが最も安価となるよう同等品調べを実施、④業者による同等品調べの結果作成した品目表を仕様書に記載し調達要求を発出し、入札を行うことによって当該業者を落札させる仕組みを確立させた。

平成17年11月、第1補給処長Bは、AB表に基づき調達要求することを了承し、組織として実行が決定された。なお、副処長Cと資材計画部長EもAB表に基づく調達要求を了承していた。

さらに、平成18年度には、平成17年度調達で一部の品目に調達要求が集中したため業者の受注額に偏りが生じたことを反省し、資材計画課長IがAB表を精緻化、調達要求・契約状況の管理についても徹底した。

また、平成18年度以降、基地器材班が担当するオフィス家具等の調達についても、基地器材班長Rの指示のもと、基地器材班担当者Sが、需品班と同様の仕組みにより、調達要求を行っていた。

これら、資材計画課長H及びI以下の行為は、入札談合等関与行為防止法の第2条第5項第1号（事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること）及び同第2号の（契約相手方となるべき者をあらかじめ指名することとその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること）の規定に該当し、航空自衛隊隊員による組織的な入札談合等関与行為が行われていたものとして認められる。

なお、本件は、入札・契約段階ではなく、品目の選定とも言える調達要求の段階において入札談合等関与行為が行われていたという点において、特徴的であった。また、個人的な利益を目的とした入札談合等関与行為は、調査において認められなかった。

さらに、平成21年2月、需品班長Mは、資材計画課長Jの了承を得て、オフィス家具等メーカー6社及び契約代理店5社に対し、オフィス家具等の入札に関して防衛監察本部の防衛監察を受けていることを伝達するとともに、需品班長Mは、一部の関係会社に対して、「同等品調べ」を需品班自らが実施していたことにするよう、口裏合わせを依頼していた。

また、平成21年5月頃には、需品図書契約班長Tが、本件事案について公正取引委員会への通報を決定した旨が記載された文書に関係者以外の職員1名に渡していた事実が認められた。

これらの行為は入札談合等関与行為を防止する観点から、極めて不適切なものである。

2 公正取引委員会から入札談合等関与行為の防止について要請を受けた事項

公正取引委員会からは、オフィス家具等以外についても、コピー機、OA機器、トナー等、物品全般について第1補給処が調達を希望する事業者に出注させる行為の存在が疑われると指摘があり、その件について調査を行った結果は次のとおりである。

(1) コピー機について

ア コピー機の調達における事実関係

コピー機については、平成16年度以前、遅くとも平成12年度以降、競争入札により調達が行われていた。

コピー機の調達要求の方法は、会社側がA B表に記載された複数の会社の複数の製品（2～3製品程度）のみが応札可能となるように意図的に限定された性能諸元を指定した仕様書（調達品目表）案を作成し、当該仕様書案をほぼそのままの形で第1補給処の仕様書（調達品目表）として調達要求を行うものであった。

また、作成の背景や時期は特定できていないが、平成16年10月に、コピー機について、会社から仕様書（調達品目表）案に添付して、多数の同等の製品の性能を列挙した上で、仕様書（調達品目表）案における性能諸元の指定内容次第で、どの製品が指定性能を満たすこととなり（すなわち、応札可能となり）、どの製品が指定性能を満たさないこととなる（すなわち、応札できなくなる）かを一覧できる資料（（例えば、コピー機の性能のうち、1分当たりのコピー枚数を〇〇枚以上と指定することや、ウォームアップ時間を〇〇秒以内と指定することにより特定の製品が応札可能品として絞り込まれる一覧資料）以下「製品比較表」という。）が需品班に送付されていた。

平成18年度以降、コピー機について、特定の1社が他社の納入予定製品の仕様書（調達品目表）及び製品比較表をまとめて、第1補給処へ送付してきている事例も確認されている。

イ コピー機の契約の状況

コピー機の仕様書（調達品目表）は平成16年度以前から複数者が応札可能となっており、オフィス家具等の調達のように特定の1社が落札する仕組みまでは確認できていないが、平成17年度以降、A B表で管理されたOA機器関連会社の契約実績は維持され、A B表の調達要求目標額もほぼ達成されていた。

なお、1回限りの行為しか確認できなかったが、平成17年度に事務機器教材係長Nは、業者から入札予想等の情報を得て、コピー機を性能等で区分した製品区分ごとに納入予定会社を記載した

配分予定を作成し、入札の前日に特定の1社に送付し、その配分予定に記載された製品区分どおり、各社が受注していた。

(2) O A 機器について

ア O A 機器の調達における事実関係

O A 機器（プリンタ、パソコン及びその周辺機器など）についても、平成17年度以降、競争入札へ移行することとなり、需品班長Kは、需品班担当者Pに対し、複数者が応札可能な仕様書の作成を指示した。

O A 機器の対象範囲については、明確な定めはないが、プリンタやパソコンが主要な品目であることからプリンタ及びパソコンの調達における仕組みについて調査を行った。

需品班担当者Pは、平成17年度に、プリンタやパソコンに関する知識が少ないことから、平成16年度以前から一般競争入札へ既に移行していたコピー機についての仕様書の作成の仕方を参考に複数者が応札可能な仕様書を作成することとし、O A 機器関連会社に対し、複数者が応札可能な仕様書（調達品目表）及び当該調達品目表に記載された性能諸元を確認する上で便利な製品比較表の作成を依頼した。

需品班担当者Pは、この製品比較表を用いて調達要求を行っていた。

プリンタやパソコンについては、平成17年度にこのような仕組みが確立し、平成18年度以降同様の方法で行われていた。

イ O A 機器の契約の状況

プリンタやパソコンの調達においては、仕様書（調達品目表）は、複数者が応札可能となっていたが、平成17年度以降、A B 表で管理されたO A 機器関連会社の契約実績は維持され、A B 表の調達要求目標額もほぼ達成されていた。

なお、コピー機の平成17年度調達において確認された製品区分ごとに納入予定会社を記載した配分予定を会社側へ通知するような行為は、O A 機器の調達については確認されなかった。

(3) トナーについて

ア トナーの調達における事実関係

公正取引委員会の指摘するトナーとは、コピー機の消耗品であるトナー（コピーキットを含む。）やプリンタの消耗品であるインクカートリッジを指すものと考え、調査したところ、コピー機やプリンタの本体に適合する純正品を銘柄指定により調達していた。

イ トナーの契約の状況

トナーについては、銘柄指定による調達のため、銘柄指定された特定の者が落札していた。

ＡＢ表で管理されたトナーの年度ごとの契約実績額は、平成１７年度約１９億円、平成１８年度約１４億円、平成１９年度約１８億円、平成２０年度約１５億円と大きく変動していたが、各年度において、調達要求目標額はほぼ達成されていた。

なお、平成１７年度には、予算を使い切るため、短期間で多額の執行が可能なトナー（コピーキット）の調達要求（約５．７億円）を実施しており、結果、平成１７年度のトナーの契約実績額は調達要求目標額を大きく上回るものとなっていた。

(4) コピー機、ＯＡ機器及びトナーについての需品班担当者の意識

需品班担当者Ｐは、コピー機やＯＡ機器の落札状況を考慮した上で、トナーの調達要求により調達要求目標額の達成が可能であることから、複数者が応札可能なコピー機やＯＡ機器の入札について、どこの会社が落札するかについて、意識していなかったと証言している。

このようにトナーの調達要求を「計画外予算」の使い切りのための調整として活用したため、トナーの契約実績が大きく変動したと判断される。

(5) 入札状況

コピー機及びＯＡ機器の入札状況において、次のような不自然な状況があった。

ア コピー機関係

コピー機の入札状況については、関係会社5社のシェアが20%前後（15%～25%）であり、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の入札においては、関係会社5社で分散して落札する状況が見られた。

イ O A 機器（プリンタ関係）

O A 機器のうちプリンタの入札状況については、継続して調達するプリンタについて、品目別に落札者が固定しており不自然な状況が見られた。

ウ O A 機器（パソコン関係）

O A 機器のうちパソコン関係の入札状況については、同一年度内でA社→B社→C社という順番で落札していること及び落札者は次回の入札では前回落札時と同額単価で応札する状況が見られた。

複数者が参加している場合における落札者以外の入札価格は、1件を除き予定価格を上回っており、競争性が見られなかった。

平成20年度当初入札で落札しているA社は、次の入札において不参加であったり、さらに次の入札において、前回落札単価より高い単価で入札するなど不自然な状況が見られた。

(6) 第1補給処におけるオフィス家具、コピー機、O A 機器及びトナー以外の品目について

オフィス家具、コピー機、O A 機器及びトナー以外の調達においても、平成17年度以降、資材計画課長が各班長に対してA B 表を手交し、各班長はA B 表に基づき調達要求額の管理を行っていたことが確認された。

仕様書（調達品目表）は、特定の銘柄を指定しているか、「又はその同等品」と規定し、それに加え性能諸元を規定している。また、規定された性能諸元は、おおむね指定した銘柄の性能を引用したものであることが確認されている。

これらは、形式的には競争性を確保した仕様書となっているが、多くは詳細な性能諸元を規定することにより、事実上、銘柄指定の仕様書による調達となっていた。

なお、特定の銘柄を指定する場合、調達機関等によってはその銘柄を指定する理由書が添付されている場合があるが、第1補給処では特定の製品の仕様を引用した理由書が添付されている事例は見られなかった。

(7) 調達関係（特に談合防止関係）の教育状況

ア 第1補給処における教育状況

平成17年度については、第1補給処では、談合防止関係の教育は実施されていなかった。

平成18年度については、第1補給処では、契約及び原価計算業務に従事する隊員に対して、官製談合防止法や倫理規程に関する教育を実施しているが、調達要求部署である資材計画部の隊員に対しては、倫理規定に関する教育を実施したのみであった。

平成19年度については、18年度の教育に加え、全隊員に対し、コンプライアンス教育を実施していた。

平成20年度については、契約及び原価計算業務に従事する隊員に対して新たに談合防止教育を実施し、資材計画部及び第1補給処東京支処の全隊員に対し、コンプライアンス教育の中で談合防止の教育を実施していた。

このように契約及び原価計算業務に従事する隊員に対する談合防止関係の教育は実施されていたが、本件事案に最も関与していた調達要求業務に従事する資材計画部の隊員に対する談合防止教育は、平成19年度まで実施されていなかった。また、教育を受けた隊員に対し、教育内容の理解度の確認も行っていなかった。

イ 省内各機関における教育状況

平成20年度以前の各機関の教育状況は、20機関中17機関は、談合防止関係の教育を実施していた。

平成21年12月21日、後述のIV1の大臣指示が出され、機関ごとに入札談合防止に関する教育・研修を実施するよう指示があったことから、平成21年度以降、省内の全ての調達関係の隊員を対象とした談合防止関係の教育を実施し、省内各機関等主催の各種研

修においてもカリキュラムの中に談合防止関係の課目を組み込む研修が増加しているが、教育を受ける機会は年間平均1回程度であった。

(8) 結論

コピー機、OA機器及びトナー等の調達においても、平成18年度以降、オフィス家具等と同様に、会社別、品目別の調達要求目標額を管理するAB表に基づき、調達要求を管理していたことが確認された。なお、コピー機及びOA機器の入札状況において、①コピー機関係の入札では、特定の5社のシェアが20%前後であった。②OA機器のうちプリンタ関係の入札については、品目別に落札者が固定していた。③OA機器のうちパソコン関係の入札では、同一年度内にA社→B社→C社の順番で落札していた等、不自然な状況が見られた。

また、コピー機の調達においては、事務機器教材係長Nが、製品区分ごとに納入予定会社を記載した配分予定表を入札の前日に特定の1社に対して送付していた事実が1度のみ確認されたが、継続的に行われているものではなかった。

オフィス家具等以外の物品については、オフィス家具等のような入札談合等関与行為の仕組みは確認できなかったが、これらの状況は特定の事業者に対して有利又は不利な取扱いを行っているものであるとともに、不適切なものであり、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれのあるものである。

また、談合防止関係の教育状況について調査したところ、第1補給処においては、平成18年度以降、契約及び原価計算業務に従事する隊員に対しては談合防止関係の教育を実施していたが、本件事案に最も関与していた調達要求業務に従事する隊員に対しては、平成20年度になって初めて実施される状況であった。このほか、省内各機関における教育状況についても、20機関中17機関で談合防止関係の教育が実施されていたが、残り3機関については未実施であった。

このように、本件事案の対象期間と重なる平成20年度以前につ

いては、調達関係職員に対して談合防止関係の教育が徹底されていたとは言い難い状況であった。

3 本件調査に付随して判明した事項

(1) 防衛省内各機関におけるオフィス家具等の調達について

第1補給処におけるオフィス家具等の調達について談合が認定されたことから、オフィス家具等を取り扱う業界に談合が生じる傾向がある可能性もあることを踏まえ、防衛省内各機関におけるオフィス家具等の調達について調査した。

その結果、次のようなことが確認された（別添資料第14参照）。

- ・ 航空自衛隊におけるオフィス家具等の事務用品の契約額が、他機関に比較して大きいこと
- ・ 第1補給処以外の防衛省内各機関では、少額随意契約の件数が非常に多いこと。なお、契約金額としては一般競争によるものが大きいこと
- ・ 第1補給処以外の防衛省内各機関の落札率はおおむね90%程度であり、第1補給処の落札率約98%～99%と比較して低いこと

したがって、落札率から見ると一定の競争が働いていることが推察されるが、少額随意契約の件数が非常に多く、意図的に契約を分割して少額随意契約として競争を回避した結果であることも懸念されることから、防衛省内各機関における平成17年度から平成20年度のオフィス家具等の調達について、各機関の監察又は監査部署等が主体となってより詳細な調査を実施した。

調査の結果は次のとおりである。

随意契約の妥当性の確認

随意契約の妥当性の確認（意図的に少額に分割した契約（注：例えば、同種製品の契約が近接した日付で多数少額随意契約により調達されている場合）の有無等）を行ったところ、意図的に少額に分割した契約や随意契約の理由が不適切なものは確認されなかった。

契約相手方の確認

契約相手方の選定について確認したところ、基本的に複数者の見積りを徴取し、安価な見積りの業者を契約相手方に選定しており、不適切なものは確認されなかった。また、シェアについても確認したところ、事業者のシェアの固定化は確認されなかった。

仕様書の公平性

仕様書が特定の事業者に有利に作成されていないかを調査したところ、特定の事業者のオフィス家具等に限定するような記載の仕様書は確認されなかった。

会社別調達要求目標額一覧表・OBリスト関係

a 会社別調達要求目標額一覧表の作成等

A B表のような会社別の調達要求目標額一覧表の作成及びそれに基づく契約相手方の選定について調査したところ、調達要求目標額一覧表の作成は確認されなかった。

b OBリストの作成等

OBリストの作成及びそれに基づく契約相手方の選定について調査したところ、援護担当部署における就職実績の把握、OB会や駐屯地行事の招待等のためにOBリストを作成している機関が確認されたが、契約相手方の選定に活用する目的をもったOBリストの作成は行われていなかった。

(2) 予算科目上の問題について

第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品の調達に係る予算について、予算科目の観点から法令に準拠しているとは認められない執行が確認された（平成17年度から20年度において、311件7,563百万円中、216件5,983百万円（件数ベースで約7割、金額ベースで約8割。））。

第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品の調達に係る予算の年度ごとの予算科目上の問題は次のとおり。

第1補給処における「オフィス家具等の事務用品」の調達に関する予算科目上の問題

		17年度	18年度	19年度	20年度	合計
法令に準拠しているとは認められない契約	契約件数	69	54	52	41	216
	契約金額 (注1)(注2)	1,118百万	1,331百万	1,725百万	1,810百万	5,983百万
	予算科目 (注3)	(目)通信維持費 (目)諸器材等維持費 (目)航空機修理費	(目)諸器材等維持費 (目)航空機修理費	(目)諸器材等維持費 (目)航空機修理費	(目)通信維持費 (目)諸器材等維持費 (目)航空機修理費	(目)通信維持費 (目)諸器材等維持費 (目)航空機修理費
法令に準拠していると認められる契約	契約件数	38	20	26	11	95
	契約金額	782百万	315百万	284百万	200百万	1,580百万
全契約	契約件数	107	74	78	52	311
	契約金額	1,899百万	1,646百万	2,009百万	2,009百万	7,563百万

(注1) 契約金額は、当初契約金額である。

(注2) 計数については、四捨五入によっているので符合しないことがある。

(注3) (目)通信維持費、(目)諸器材等維持費又は(目)航空機修理費による「オフィス家具等の事務用品」の購入であっても、使用目的によっては、法令に準拠していると認められるものも存在する。

(3) 補給本部等における調達等関係職員の補職管理について

調達要求書の作成等の調達等関係業務を恒常的に又は継続的に行なっている職員（以下「調達等関係職員」という。）については、その人事管理等を適正に実施するために、事務次官通達¹²において、次のとおり定めている。

- ・「補職権者等は、当該職員を補職してから3年を超える日までに同一職務以外の職に補職替え又は配置替えを行なうこと」
- ・「止むを得ない事由により毎年4月1日現在で同一職務に3年以上在籍する職員については、各機関の長は、その名簿を大臣官房長（事務官等）又は人事教育局長（自衛官）へ通知すること」

この通達は、全ての調達等関係職員が人事管理等の対象となるにもかかわらず、補給本部及び第1から第4補給処では、調達等関係職員

¹² 「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）（防人1第262号.14.1.17）」

の範囲を主に階級等によって限定する趣旨の補給本部長通達を定めていたことにより、主に准曹士等において多数の同一職務に3年以上従事する調達等関係職員が生じ(22.4.1現在で96名の存在が判明)、さらに、これに係る大臣官房長等への通知もなされてこなかった。

補給本部は、上記の補給本部長通達の発出に先立ち同様の内容で試行を行なう旨の補給本部長通達を定めており、その際、航空幕僚監部人事教育部補任課(以下「空幕補任課」という。)にも報告を行なっているにもかかわらず、空幕補任課では、補給本部に対する適切な指導等がなされていなかった。

改善措置等

1 これまでに講じてきた改善措置等

防衛監察本部の平成20年度定期防衛監察結果を受けて、平成21年12月に「平成20年度定期防衛監察結果に基づく改善措置等に関する大臣指示（防衛大臣指示第6号。21.12.21）」を発出した。その入札談合防止関係についての指示は、

入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための強化を図ること。その際、次に示す事項等を周知すること。

ア 業界関係者との接触については、情報保全措置が施された場所での複数職員による対応を徹底

イ 入札談合情報については、談合情報対応マニュアルに則った公正取引委員会への通知等を徹底

一般競争入札の拡大、仕様書及び入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により、新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図ること。

各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ること。

などを徹底する旨のものであった。

この大臣指示を受け、平成22年6月までに各調達機関で次のような改善措置等が講じられてきたところである。

入札談合防止に対する更なる周知を図るため、職員の意識と入札談合関連法令等（対応要領、談合マニュアル）の理解度を高めるための教育・研修等を実施した。

競争性拡大施策として、新規参入者を拡充するために、入札公告期間の十分な確保、公告のホームページ掲載や掲示場所の増加、入札条件の緩和や計画的な調達による競争入札の拡大、入札情報の充実等により競争性確保を図った。

入札経緯等の検証態勢の強化策として、入札過程の監視及び入札結果の検証のため、過去数年分の調達データを整備、複数の職員による自己点検や部内監査を利用した検証態勢の強化を図った。

2 今後の改善措置等

本調査の結果、本件事案の全貌が解明されたことから、上記の既に実施されている各種改善策に加え、下記の改善策を、新たに採ることとした。

(1) 談合関連企業への再就職の自粛等

ア 防衛施設庁入札談合事案の調査・検討の時期に今回の談合が行われた点を重視し、今後10年間、今回の談合関連企業への再就職を自粛するとともに、同企業に対してもその旨を要請する。

イ 今回の談合関連企業に既に再就職をしている防衛省・自衛隊OBの防衛省・自衛隊への営業行為等を、今後10年間、自粛するよう要請する。

ウ 就職援護及び調達業務の一層の適正性を確保する観点から、離職前5年間に、第1補給処の調達・契約業務に関与していた補給本部及び第1補給処の課長相当職以上（3等空佐及び行政職(一)6級以上の者が充てられる課長職以上及び相当職）への補職経験者は、離職後10年間、離職前5年間に第1補給処と契約関係にあった企業に対して、再就職を自粛するとともに、同企業に対してもその旨を要請する。

エ 今後、防衛省・自衛隊の職員が関わる入札談合に関与した企業に対しても、再就職の自粛及び同企業に既に再就職をしている防衛省・自衛隊OBの防衛省・自衛隊への営業行為等の自粛を要請する。

(2) 調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止

企業の営業担当者や自衛隊OBが頻繁に来訪する調達組織である補給本部においては、再就職支援のための防衛援護室を設置して、主として営業担当者から求人情報を入手しており、今後、就職援護及び調達業務の適正性に疑念が生じることのないよう、援護組織を調達組織から分離させる。

具体的には、航空自衛隊補給本部の防衛援護室は速やかに廃止し、同室が行っていた1等空佐の防衛企業への再就職支援は、一般企業への就職援護を行っている航空幕僚監部で一元的に行う。

また、同じ十条基地に置かれている海上自衛隊補給本部の就職援護室においては、当該基地に所属する自衛官の就職援護以外に、海上自衛隊の3等海佐以下の防衛企業への就職援護を行っており、航空自衛隊補給本部の防衛援護室とは援護を行う対象が異なるものの、好ましい状態とはいえないため、平成22年度中に、3等海佐以下の防衛企業への就職援護については、一般企業への就職援護を行っている各地方総監部等で一元的に行う。

さらに、航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）には、航空自衛隊の中部地区における就職援護の統括組織が置かれており、ここでは基地援護しか行っていないが、無用の疑念を抱かせる可能性があるため、平成24年度までには第2補給処（岐阜基地）以外の組織に担わせる方向で検討する。

(3) 航空自衛隊の補給・整備組織の見直し

航空自衛隊において、次の点を踏まえて、航空自衛隊の補給・整備組織、特に第1補給処の在り方について抜本的な見直しを行い、平成24年度以降の概算要求に反映できるよう検討する。

第1補給処における集中的な「計画外執行」は今後行わないことから、これまで第1補給処が行ってきた調達業務が大幅に減少すること

航空自衛隊における事務用品については、民間競争入札によるアウトソーシング化を行うことから、調達に係る事務の省力化が行われること

補給処機能のうち、装備品の維持・整備の在り方については、取得改革の一環として検討を行うこと

第1補給処が調達していた品目について、各基地における調達品目と重複しており、任務の切り分けが不明瞭となっていることから、これを見直す必要があること

(4) オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化

航空自衛隊におけるオフィス家具等の事務用品の調達事務をアウトソーシングすることとする。

本件は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づき作成された「公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）」において民間競争入札の対象として選定されており、平成23年度からの実施に向けて検討中である。（この航空自衛隊における状況を踏まえて、平成24年度以降、陸上自衛隊及び海上自衛隊の事務用品の調達業務についても同様の方策で行うことを検討する。）

具体的には、会計法令に基づく一定の手続を経て選定される民間企業が用意するカタログの中から、予算の範囲内で各部隊が必要な物を、インターネットを通じて発注し、入手する方法の採用を予定している。

アウトソーシング化により、客観的な同等品調べを可能とするとともに、支払いの方法についても一定期間分をまとめて支払うことが可能となり、事務処理の省力化も図られる。

このような調達方法により官側自ら仕様書を作成する必要がなく、発注毎の同等品調べや仕様書作成、公告・入札手続き等が不要となる効果が期待でき、また、効率的な調達方法による価格等の低減も期待される。

対象品目：オフィス家具（机、椅子等）、事務用消耗品（P P C用紙、トナー等）

対象基地：主要航空基地

(5) 仕様書の作成要領の見直し

第1補給処は、調達要求に必要な仕様書の作成に当たり、

特定の企業に仕様書作成業務の協力を依頼（企業にとって都合のよい同等品や機種を選定が可能）したり、

契約を官側が希望する企業に落札させようと

- a 多数品目を入札単位とし、かつ、同一メーカーの商品で統一して調達要求（応札可能企業が限定）したり、

- b 要求諸元を必要以上に制限（特定の複数企業のみが応札可能）するなど、

仕様書を作成する上で不適切な行為があった。

また、銘柄を指定する場合においても、調達機関によっては銘柄指定理由書が添付されている場合があるが、第1補給処では添付される事例は見られないなど、公平性・透明性の観点から改善すべき点が見受けられた。

なお、既に、平成21年度の航空自衛隊におけるオフィス家具等の調達に当たっては、他省庁等の仕様書も参考としつつ必要最小限の機能性能を記入するとともに、参考として商品名を複数記載した仕様書に見直すことにより新たな応札業者の参入が図られたところであるが、本件事案に鑑み、これらを踏まえ以下の処置を講ずる。

- a 仕様書情報を省内で共有化することにより仕様書作成業務の適正化及び省力化を推進する。
- b 企業等からの提案を受けて仕様を確定する必要がある場合は、複数の企業等からの提案を徴することを周知・徹底する。
- c 仕様書の記載要領について定めた、「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）（装管第6583号。10.12.25）」の見直しを行い、必要以上に細部にわたる仕様については記載しないこととし、銘柄指定の仕様書とする場合は、その理由書を必ず添付することを規定するなど、仕様書の作成要領を含め記載要領について改定する。
- d 仕様書情報をホームページに掲示するなど入札情報の充実等により新規参入者の拡充及び競争性の更なる確保を図る。
- e 仕様書の作成及び同等品調べが不要であり、また、調達手続きが省略化されるオフィス家具等の調達業務のアウトソーシングを行う。

(6) 予算執行のチェック機能の強化

第1補給処で多額の執行残による「計画外執行」が行われ、その中に、

予算科目の観点から法令に準拠しているとは認められない執行が含まれていたことから、以下の処置を講ずる。

ア 契約実績等を適切に反映した概算要求

平成17年～20年度、第1補給処の「計画外執行」に充てられた執行残額（年度平均97億円）の分析を行った。

この結果、執行残額の発生した理由として、a. 予算積算上の問題点を検証できたもの（年度平均67.5億円）と、b. 予算積算上の問題点を検証できなかったもの（年度平均29.5億円）があった。

a. に関し、例えば以下の問題点を確認した。

①契約実績（単価や工数）が適切に反映されていなかった。

②不用決定済の器材に関する修理費も計上されていた。

b. については、例えば以下のような経費が含まれている。

平成21年度以降は予算要求されていないもの

②執行残額が毎年出ていた訳ではないもの

a. のうち、既に積算方法見直しによる▲8.8億円の減額を行っていたもの（航空機整備器材修理費（平成22年度概算要求））があったため、平成22年度予算の執行では、「技術指令書（装備品等の整備等の基準を定めるための経費）」、「航空機整備器材修理費」、「航空機関連構成品修理費（航空機に関連する通信電子機器の修理費）」及び「要修理品修理費（航空機の構成品の修理費）」の積算方法の見直しにより、59.0億円の不用を出すこととなる。

平成23年度概算要求でも上記の様に積算方法見直しを行った結果、平成22年度予算より▲50.4億円の減額となった。

イ 予算執行のチェック機能の強化

航空自衛隊が行う地方調達（装備施設本部ではなく、部隊等が自ら行う調達品等の調達）に関する契約事務については、航空自衛隊に委任されているところではあるが、第1補給処における予算執行上の問題に鑑み、第1補給処が他補給処の執行残による契約を行う際には、内部部局も会計上の手続き（示達）の観点で関与することにより、安易な「計画外執行」による予算科目上の問題の発生を防止するための

チェック機能を強化することとした。

(7) 入札談合等関与行為防止法令等の遵守に関する教育の徹底

防衛施設庁入札談合事案の再発防止策が採られたにも関わらず、今回の事案において、以下に示す法令等の遵守（コンプライアンス）意識の欠如等が調達等関係職員に認められた。

法令等の遵守意識の欠如

- ・ 監督者又は上司から部下に対して、実行すれば法令等に抵触する可能性がある指示が行われていたこと。
- ・ 法令等の遵守よりも上司の指示が優先されていたこと。
- ・ 第1補給処資材計画課需品班長Mから関係業者に対して、本件事案に係る情報の漏えいや口裏合わせの働きかけがあったこと。

法令等の知識の欠如

- ・ 第1補給処のほか、他の一部機関においても、談合防止関係の教育は、契約・原価計算業務に従事する隊員を対象とし、調達要求業務に従事する隊員に対する教育は実施されていないか又は不十分な状況が認められたこと。
- ・ 調達要求段階での競争阻害行為の違法性・不適切性の知識不足が認められたこと。

今回の事案では、副本部長Vが随意契約から一般競争への移行に当たり、しがらみ会社への配慮を追求する意向を示すなど、特に調達組織の幹部職員においてこのような法令等の遵守意識の欠如等が認められたことを深く反省し、調達等関係職員の全ての者を対象として、入札談合関連法令等（独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等）のコンプライアンス教育の徹底及び当該法令等の知識を習得させるための教育を実施するとともに、入札談合防止に関するマニュアル（冊子）の作成・配布や公益通報制度の有効活用を行う。

ア 調達等関係職員に対する教育の徹底

調達等関係職員（1佐職以上）に対する巡回教育（平成23年度予算要求中）

1佐職以上の調達組織の幹部職員に対する教育については、上述

した入札談合関連法令等に係る遵守意識や知識が、常に身につけておかねばならないものであることを強く認識させるため、特に、内部部局の幹部により、全国の調達組織（補給本部、補給処等）を対象として、巡回による集合教育を行う。

調達等関係職員（2佐職以下）に対する着任者教育・定期的な教育

- a 入札談合関連法令等に係る遵守や知識の習得についての教育を速やかに実施する。また、平成23年度以降、新着任時教育の実施のほか、定期的な各種の会議等の機会を捉えて、年1回以上は全ての調達等関係職員を対象とした教育を実施し、併せて、教育を受けた隊員の理解度の確認を適宜の方法により行う。
- b 陸・海・空自衛隊においては、隊員が職務を遂行する上で必要な技術等を習得させるため、各種の課程教育を実施しており、その中の調達・契約等の課程において、課程期間中1回程度の入札談合関連法令等に係る遵守や知識の習得についての教育を実施していたが、時間数又は回数を増やすなどして、理解の充実を図る。また、その他の機関等においても、調達等関係職員の理解の充実を図るべく、同様の措置を講ずる。

(8) 調達等関係職員の補職管理

調達等関係職員の長期補職制限に係る事務次官通達（大臣決定事項）に反する補給本部通達の発出及びそれに基づく不適切な人事管理が行われていたことを踏まえ、調達等関係職員の補職替え等に関する事務次官通達の徹底のための以下の処置を講ずる。

調達等関係職員の範囲を階級で限定している現行の補給本部長通達は廃止（実施済）し、同通達によって管理の対象外とされていた者の長期補職の解消を図る。

調達等関係職員の補職替え等を定めた事務次官通達の徹底を図るために、細部実施要領等を定めた通知を発出する。

同一の調達等関係業務に3年以上補職されている者に係る名簿については、従来、会計監査が実施される都度、各機関等から当該会計

監査機関に該当者分の名簿を提出することとされていたが、今後は、より効果的な会計監査の実施を図るとともに、監察業務における資とするため、該当者全員の名簿（下記 の現況調書を含む。）を、人事担当部局から省内の会計監査及び監察部門へ提供し、情報の共有化を図る。

同一の調達等関係業務に3年以上補職されている者については、その職務内容、長期補職理由及び長期補職の解消への取り組みを明確にするために、毎年4月1日現在での大臣官房長及び人事教育局への通知に際して、個人別の詳細な現況調書を作成し、添付する。

(9) 公益通報制度の周知・徹底

内部職員等からの公益通報は、各機関等に設置されている各機関等窓口に加え、外部の弁護士による公益通報窓口（ヘルプライン）へ通報可能なことなどに関する制度全般について周知徹底を図る。

(10) チェック機能の強化など

今回、防衛監察が行われるまでは、不自然な入札状況を発見できなかったことを踏まえ以下の処置を講ずる。

ア 入札過程の監視及び入札結果の検証を行うチェックシートの規則化

調達要求段階から各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証を行えることに加えて会計監査・監察時等に活用可能な簡易なチェックシート（①仕様書が特定の業者に有利なものとなっていないか②落札の状況に規則性はあるか③受注シェアに顕著な傾向があるか等をチェック）を作成することを規則化する。

イ 会計監査・業務監査の充実

会計監査等の際には、これまでも重点監査項目を設定するなどして効率的な監査を実施してきているところであるが、本件事案の各種改善策を踏まえ、教育や自己点検の実施状況、銘柄指定理由書の適正性に重点を置いた監査を実施することとする。

ウ 防衛調達審議会の充実

防衛調達審議会では現在、

発注者側の手続きの適正性の監視を行うものとして、

a 随意契約案件については、契約・原価計算の適正性に重点をおいたサンプリング調査

b 1者応札契約案件・1者応募契約案件については、複数者の参加を得るための改善策についてのサンプリング調査

を、また、

受注者側の入札の適正性の監視を行うものとして、

入札状況調査（入札経緯（入札業者・入札回数・入札金額等）を統計的に分析したもの）の結果、不自然な入札案件に該当するか否かの審議を実施しているところである。

複数者が入札に参加した競争契約については、入札により競争が確保されているとの前提から、入札状況調査による監視にとどめ、サンプリング調査の対象とはしていなかったところである。

しかしながら、本件事案は基本的に複数者が入札に参加した競争契約であったこと及び仕様書が特定の業者に有利なものとなっていたことを踏まえ、以下の処置を講ずる。

a サンプリング調査の対象範囲の拡大

サンプリング調査としては、上記のように随意契約案件及び1者応札契約案件・1者応募契約案件に対するサンプリング調査を実施しているが、本件事案に鑑み、新たに複数者が入札に参加した競争契約を対象に仕様書の適正性に重点を置いたサンプリング調査を平成23年度から開始することとする。

この結果、調査対象となる合計件数はこれまでの年間約1,000件から約2,000件に倍増することとなる。

さらに、サンプリングの抽出要領については、OB再就職企業に重点を置くなど工夫するものとし、調査対象の拡大及びよりきめ細やかな調査の実施のため、年間の審議回数を増加するものとする。

b 入札状況調査の対象金額の引き下げ

現在、入札参加者の不自然な入札状況を監視するため、装備品等の調達に係る契約金額が1,000万円を超える競争契約につ

いて入札状況調査を実施しており、この結果抽出された不自然な入札案件を防衛調達審議会において審議を実施している。

平成23年度からは入札状況調査の対象となる基準金額を1,000万円から500万円に引き下げることにより、調査対象件数をこれまでの年間約5,000件から約10,000件に倍増させ、入札状況の監視を強化することとする。

エ 調達情報の一元化による入札状況等の確認強化等(平成23年度予算要求中)

現在、防衛省には約400の契約担当部署があり、それぞれの契約担当部署が個別に調達情報を管理していることにより、入札状況等(入札業者、入札回数、入札金額等)の調査を組織横断的に容易及び迅速に行うことが困難な状態である。

入札状況等の調査を組織横断的に容易及び迅速に行う為に、契約担当部署が管理している入札状況等の調達情報を電子化し一元化することにより、入札状況等の調達情報が集約され、容易及び迅速に入札状況等に関する調査及び分析ができるようになる。

これにより、会計監査及び防衛調達審議会におけるサンプリング調査等に容易及び迅速に活用できるようになり、入札状況等の確認強化等に繋がることとなる。

調達情報を一元的に管理・分析するための体制を平成23年度に整備する。

入札状況等の調達情報を電子化し、防衛情報通信基盤及び省OAシステムなどの既存のシステムを最大限活用した調達情報の一元化のためのシステムを平成23年度から運用する。

契約関係データを統計的に分析するため契約情報分析官(仮称)を平成23年度に新設する。

オ 談合情報対応マニュアルの改正・徹底

防衛監察本部において調査した情報を、関係事業者に漏えいした問題等が起きたことを踏まえ、談合情報を取り扱う職員を限定するなど、談合情報の漏えい防止等、談合情報対応マニュアルの改正・徹底を講

ずる。

カ 電子入札の推進

電子入札による公平性・透明性の拡大及び応札可能業者の入札参加意欲の促進に努める。

平成22年度は、府省共通業務・システムの開発状況を踏まえつつ、効率的なシステム整備を行う観点から、防衛省全体の電子入札システムを含む調達・業務システムの整備の在り方（導入要領、整備範囲、導入時期等）の具体的検討を行いシステムの整備計画を策定する。この計画を踏まえ平成23年度以降、電子入札・開札システムの導入促進に努める。

(11) 損害賠償請求に関する厳正な対処

本報告書の事実関係の調査結果を踏まえて、引き続き損害賠償に係る調査を行い、その結果に基づき厳正に対処する。

おわりに

今般の航空自衛隊オフィス家具等の調達に係る談合事案については、国民の負託に応え我が国の平和と安全を確保するという崇高な使命・任務を担う防衛省として、断じてあってはならない事案である。

防衛省としては、速やかに、今般の事案の事実関係の徹底的な究明と抜本的な改善措置をとりまとめ、改善措置については早期かつ確実に実現していくことにより、この事案によって失われた国民の信頼を一日も早く取り戻し、防衛省の使命・任務を全うしていくことが何よりも求められている。

こうした観点から、調査・検討委員会において、調査・検討を実施し、これまでの議論を十分に踏まえ、調査結果及び改善措置に関する報告書をとりまとめ、国民の皆様にも明らかにすることとした。

引き続き、防衛省としては、抜本的な改善措置を的確に実現していくことについて、全省をあげて取り組むこととする。